

永平寺町一般職の職員の給与に関する条例附則第11項の規定による給料月額に関する規則を次のように公布する。

令和5年3月6日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

#### 永平寺町規則第6号

永平寺町一般職の職員の給与に関する条例附則第11項の規定による給料月額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年永平寺町条例第43号。以下「給与条例」という。)附則第11項の規定による給料月額に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員に対する通知)

第2条 任命権者は、給与条例附則第11項又は第13項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、町長が定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第11項の規定による給料月額その他同項及び給与条例附則第13項の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。